制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
公募	【趣旨】 農業法人等が経営発展に向けた新たな取組を行う際に必要となる、専門知識や技能を習得させるための人材育成の取組等を支援します。 【事業実施主体】 県内に事業所をおく、直近の農産物の売り上げが5,000万円以上の認定農業者 【補助の対象となる取組】 ①人材育成の取組 ②経営発展に向けた新たな取組に関連して実施する取組	補助率: 1/2以内(上限50万円)	午後5時まで 提出・問合先 千葉県担い手支 援課	https://www.p ref.chiba.lg.jp/ ninaite/roudou ryoku/jinzaiiku sei.html	